

大分県教育委員会と台中市政府教育局との 教育交流及び協力に関する覚書

大分県教育委員会と台中市政府教育局（以下「双方」という。）は、双方の友好関係を発展させ、教育交流及び協力を一層推進し、教育の発展を促進し、国際的な視野及び将来の競争力を備えた人材の育成を目的として、本覚書を締結し、今後の教育交流及び協力の基礎とする。その内容は次のとおりとする。

一、目的

教育交流及び協力を通じて、双方の教育分野における連携及び発展を深め、教職員及び学生の国際教育に関する素養及び専門知識を高めるとともに、国際的な視野、創造力及び異文化理解を備えた人材の育成並びに教育経験の交流を促進するものとする。

二、協力分野

教育協力分野において成果を得るため、双方は次に掲げる教育交流及び協力事項を推進するものとする。

- (一) 双方の学校における教職員及び学生の交流（相互訪問、教育視察、オンライン交流（テレビ会議）、文化体験活動等）を促進し、多様な学習機会を提供するとともに、国際的な視野及びグローバル人材の育成を図るものとする。
- (二) 双方の学校間における友好校又は姉妹関係の構築を奨励し、学校間交流及び協力を推進し、学生の学習及び文化理解を促進するものとする。
- (三) 双方の教職員及び学生の異文化への理解及び尊重を深め、地球規模の課題への認識を高め、国際的視野を拡大するものとする。
- (四) その他、双方が合意する教育学習及び教育関連の協力事項を推進するものとする。

三、有効期間及びその他事項

本覚書は、双方の署名の日から効力を生じ、有効期間は三年間とする。いずれか一方が本覚書の内容の変更を希望する場合は、有効期間満了の三か月前までに書面で相手方に通知するものとする。なお、有効期間満了の六か月前までにいずれの当事者からも書面による終了の通知がない場合は、本覚書はさらに三年間自動的に延長されるものとする。本覚書に定めのない事項は、双方協議の上、別途定めるものとする。本覚書は双方に対し法的拘束力を有せず、いずれか一方に単独で法的義務を生じさせるものではない。本覚書は日本語版及び中国語版を各一通作成し、双方署名の上、各自一通を保有するものとする。

2026年9月30日

大分県教育委員会
教育長 山田雅文

山田雅文

台中市政府教育局
局長 蔣偉民

蔣偉民